年間保管

令和４年度
山口市立白石小学校いじめ防止基本方針

令和４年４月

目次

はじめに　1

第１部　いじめの防止等のための基本的な事項　2

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　2

■１　いじめとは　2

■２　いじめの防止等に関する基本的な考え方　4

Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項　4

■１　いじめの防止等のために県が実施する施策　4

■２　いじめの防止等のために学校が実施する事項　5

■３　重大事態への対応　6

第２部　本校におけるいじめ防止対策基本方針　7

■１　４つの対応の視点　7

■２　学校教育目標との関連　8

■３　学校の具体的な取組　9

（１）未然防止　9

（２）早期発見　15

（３）早期対応　19

（４）重大事態への対応　23

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。いじめられている子どもがいる場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為を許さず、毅然とした指導をしていく必要がある。

国においては、平成２５年に「いじめ防止対策推進法」および「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、山口県においても「山口県いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきている。また、平成２９年３月には、策定以来における成果や課題、児童生徒情勢の変化等を検証し、国の基本方針（「いじめの防止等のための基本的な方針」）が改定されたことを踏まえ、山口県においても国の改定内容に準じて、県内で見られる課題を検証し、教員のいじめの認知力を向上させる取組や、教員の事案の抱え込み防止、外部専門家等の連携強化や、いじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、山口県いじめ防止基本方針を改定している。

本校においては、「夢に向かって、一人ひとりが輝く白石小児童の育成～あたたかい言葉があふれ、笑顔がいっぱい輝く学校へ～」を学校教育目標として掲げている。その実現のために、実感・親近感・共感のある授業づくりを通じて、仲間関係づくりを進めていきたいと考えている。その際、「自己決定（判断）力」と「あたたかいことば」の育成を重点的に取り組むことで、子どもたちに目の前に生じた課題（問題）を自分ごととしてとらえ、「あたたかいことば」をかけ合いながら、仲間と共に解決に向かおうとする力を身につけさせたい。これらの力を育むことで仲間と共に学びあい・励みあい・支え合いながら、子どもたち一人ひとりの笑顔が輝く白石小学校になるだろうと考えている。　子どもたちが毎日の学校生活を安心して楽しく過ごし、一人ひとりが輝けるよう、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の４つの対応の視点を参考にし、対策の基本となる「山口市立白石小学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

第１部　いじめの防止等のための基本的な事項

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

■１　いじめとは

（１）いじめの定義

> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> （「いじめ防止対策推進法」第２条第１項）
>
> ※「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
>
> ※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
>
> ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループなど、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
>
> ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行うこととする。

この際、いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」とある要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、けんかやふざけあいや「いじり」（いじめとの境界は不明瞭である）と言われる行為についても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
◆仲間はずれ、集団による無視をされる
◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
◆ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
◆金品をたかられる
◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

（２）いじめの特徴および構造

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

いじめは、「四層構造」となっている。

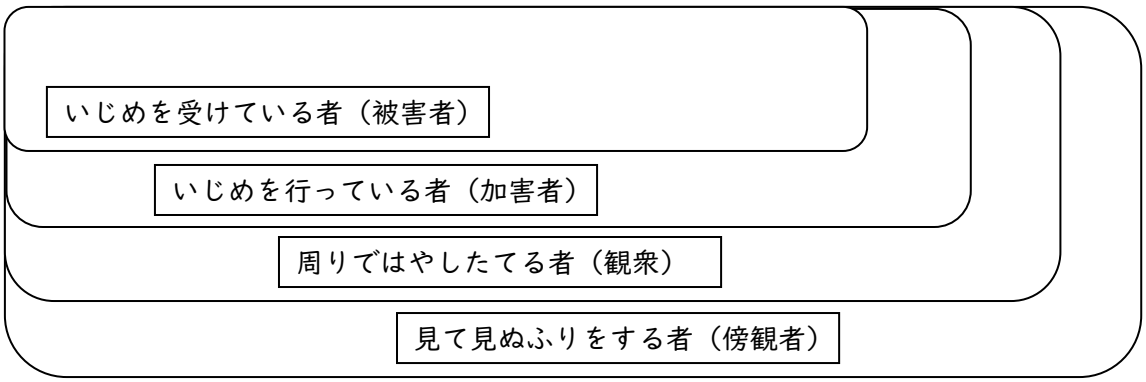

■２　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの防止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。 （「いじめ防止対策推進法」第４条）

・いじめは、人権問題であるという認識のもと、「山口市人権推進指針」が示す、「いのち」（生命）、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「きょうどう」（協働）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。

・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

（２）いじめの早期発見・早期対応

・いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期に認知する。

・学校いじめ対策組織との情報共有

・関係機関や専門家等との連携

・教職員のための研修の充実や組織対応の体制整備

（３）家庭・地域との連携

・ＰＴＡ、地域協育ネット、学校評議員、学校運営協議会等との連携

（４）関係機関との連携

・学校、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教育委員会等

・「子どもの人権１１０番」

・「２４時間子どもＳＯＳダイヤル」

Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

■１　いじめの防止等のために県が実施する施策

（１）「山口県いじめ問題対策協議会」の設置

（２）「いじめ問題調査委員会」の設置

（３）いじめ防止等に係る施策の推進

①人材の確保及び生徒指導・教育相談体制の充実

②学校サポートチーム（やまぐち総合教育支援センター）の派遣

③いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知（２４時間子どもＳＯＳダイヤル）
④学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実（学校運営協議会・地域協育ネット等）
⑤ＳＣ、ＳＳＷ等外部専門家との連携
⑥教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実（教職員向け指導資料の活用）
⑦インターネットを通じて行われるいじめの防止等への支援（ネットアドバイザー等からの指導助言）
⑧いじめに関する調査研究等の実施（県内の状況把握・施策への反映）
⑨学校相互間の連携協力体制の充実・強化
⑩いじめ防止・根絶に向けた取組の推進（１０月「いじめ防止・根絶強化月間」）
⑪道徳教育、体験活動の推進（ＡＦＰＹ等の活用）
⑫学校評価への位置付け
⑬教職員評価への位置付け
⑭学校運営改善の支援（学校の課題を共有・対応の仕組みづくり）

（４）いじめ防止等のための財政上の措置

■２　いじめの防止等のために学校が実施する事項

（１）「学校いじめ防止基本方針」の策定（本資料）

（２）「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

いじめ対策委員会

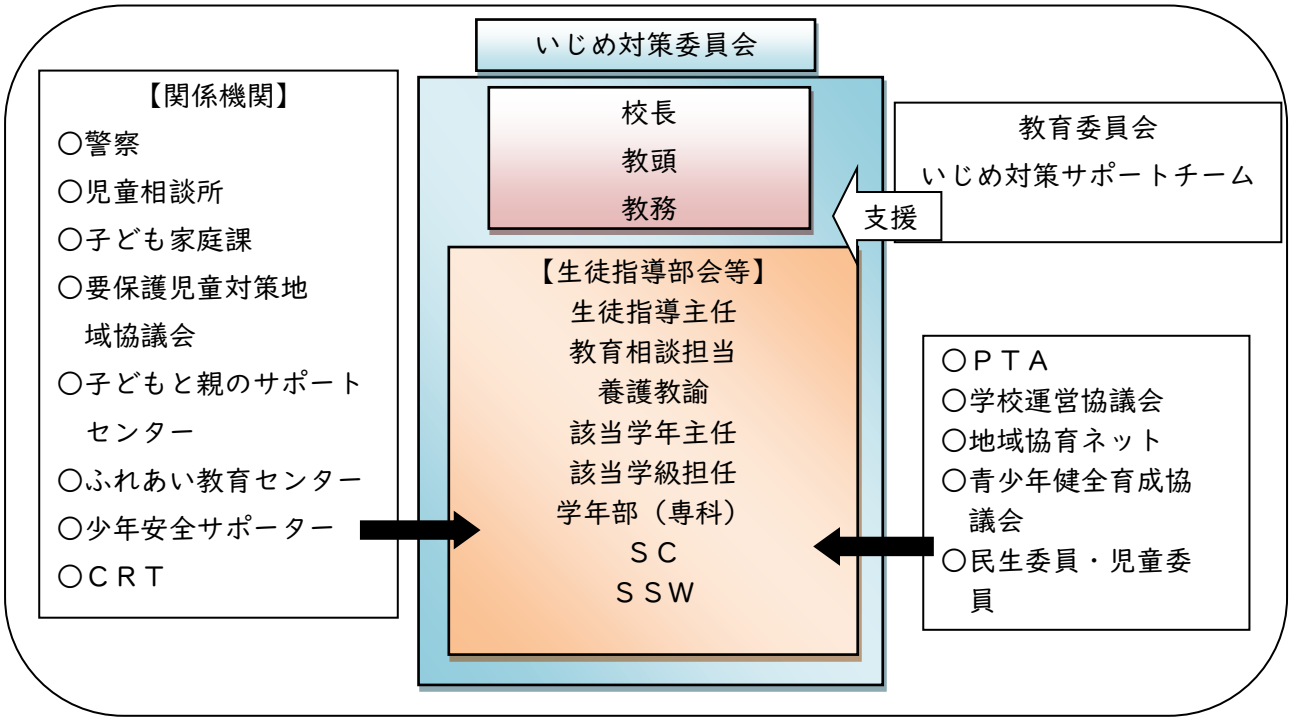

（３）人権が尊重された学校づくり

（４）豊かな心を育む教育の推進

①学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

②規範意識の醸成に向けた取組

③他者への思いやりや社会性を育む取組

（５）いじめの防止等に関する措置

①未然防止

②早期発見

③早期対応

（６）いじめの解消について

①いじめに係る行為が止んでいること（最低３ヶ月）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等で確認）

■３　重大事態への対応

（１）重大事態の判断及び報告

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法　第２８条）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは次のようなケースが想定される。

〇児童生徒が自殺を企図した場合　〇身体に重大な傷害を負った場合

〇金品等に重大な被害を被った場合　〇精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは

〇不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。

児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

（２）重大事態の調査

①調査の主体の決定（学校か教育委員会又は学校法人）

②調査の趣旨（事実関係を明確にする）

③調査の組織（いじめ対策委員会等）

④調査結果の報告及び提供

（３）再調査及び措置等（第三者組織を設置し、調査の結果に対して調査）

（４）留意事項（児童や保護者の心のケアが最優先）

第２部　本校における「いじめ防止対策基本方針」

Ⅰ　学校が行う具体的な取組

■１　４つの対応の視点

未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応

１　未然防止（いじめの予防）

・子どもの発達段階に応じて、様々な人と関わり合う生活体験や学習活動を通して心の通い合う人間関係を構築する能力を育てる。あわせて、豊かな心を育む道徳教育の充実を図る。
・学校は、自己肯定感・自己有用感を高める取組を実施するとともに、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対許さない風土をつくる。

２　早期発見（把握しにくいいじめの発見）

・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、関わる中で、子どもが発するサインを見逃さない。
・学校の相談機能を高め、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整える。

３　早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

・いじめの発見・報告を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、ＳＣやＳＳＷ等との連携はもとより、外部関係機関との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行い、素早い解決をめざす。

４　重大事態への対応
（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

・事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。
・迅速・的確かつ組織的な対応を行う。（教育委員会との連携）
・外部専門家と連携して行う。

■２　学校教育目標との関連

【学校教育目標】

「夢に向かって、一人ひとりが輝く白石小児童の育成」

～あたたかい言葉があふれ、笑顔がいっぱい輝く学校へ～

【本校教育の３本柱】

１．子どもが輝き、活躍する学校　～「山口第一小学」としての誇り～

めざす子どもの姿

〇仲間と力を合わせる経験を重ねること（公共と共生）

・自己肯定感を育み、温かい仲間関係を構築すること

・できなさや違いを受容する「やわらかで大らかな強さ」を育むこと

・自分（たち）の問題を自分（たち）で考え・決めること

AFPY の５つの理念を生かした学級経営の充実

（安心・安全、課題設定、ルール、コミュニケーション、達成感）

２．小中の学びが連続する学校　～学びあい・励みあい・支え合い～

めざす子どもの姿

〇本物の学力を身につけていくこと（本物の学力）

・フリートークを生かした学び合いづくり（支持的な雰囲気と聴き合いスタイル）

・実感・身近感・共感のある授業づくり（白石まるごと学びレッジの活用）

・小中教職員による互見授業や専門性を生かした学習指導の展開

（専科指導・授業交換・出前授業の実施・小中合同研修の充実）

〇よい習慣を身につけていくこと（凡事徹底）

・気持ちのよいあいさつができること

・チャレンジ目標達成に向けた奨励

・委員会活動と白石中生徒会活動のコラボ

すすんであいさつ！

だまってそうじ！

ぴたっとはきもの！

笑顔いっぱい！白石小！

３．保護者・地域とつながる学校　～ふるさと白石　つながる思い～

めざす子どもの姿

〇ふるさと白石のよさを再発見すること

・開校１５０周年記念子ども熟議を契機とした意識向上

→山口市コミュニティ・スクール具現化事業

・各学年に応じた地域学習や地域の関連機関と連携した学習や活動の実施

・開校１５０周年記念事業・学校行事を通じた体験の充実【めざす子どもの姿】

「山口市立白石小学校いじめ防止基本方針」の検証・改善

学校・家庭・地域との連携を密にしながら・・・

「山口市立白石小学校いじめ防止基本方針」に基づき、

いじめの防止・根絶に向けて意図的・計画的に教育活動に取り組む

【４つの対応の視点】

① 未然防止　②早期発見　③早期対応　④重大事態への対応

【土台となる法律や方針】
「いじめ防止対策推進法」 **平成２５年６月**
「いじめの防止等のための基本的な方針」（国の基本方針） **平成２５年１０月（平成２９年３月改定）**
「山口県いじめ防止基本方針」 **平成２６年２月（平成２９年１２月改定）**

■３　学校の具体的な取組

（１）　未然防止（いじめの予防）

① 担任を中心とした、全教員による日常の行動観察

・毎朝の健康観察で児童の表情や様子を見取る。

・教室にいる時間を増やし、児童との対話を増やしながら、表情や様子を見取る。

・「みんな遊び」を通して、人間関係を把握する。

・ノートの文字の変化を見る。

・「子どもを見る視点（キーワード）」を定め、それを共有できるように職員室内に掲示する。（Ｐ１３「子どもを見る視点を鍛えよう」）

② 学校生活アンケートの活用

・毎週１回の「いじめ調査（生活アンケート・こころのアンケート）」

→評価の変化に素早く対応する。

→アンケートを実施する際には、場面を焦点化して行う。

・年２回（６月、１１月）の「教育相談アンケート」⇒「教育相談」
→自分のことだけでなく、友だちの良さを見つけられるようにし、肯定的な評価も含め、情報収集できるようにする。

③ 気になる児童の情報交換

・「児童理解の会」を学期に１回実施する。　※大きな行事の前に行うこともある。

・毎週火曜日の放課後に「児童情報交換会」を行い、全校体制で児童についての情報共有を行う。

・年度末までに「学年引き継ぎ資料」を作成し、次学年でも継続的に児童を見守ることができるようにする。

④ 教育相談の充実

・校内の相談窓口を児童や保護者に周知し、不安や悩みを受け止める体制を整える。また、学級担任による個別の全員面談の実施を年２回（６月と１１月）行う。

・生徒指導主任・教育相談担当の役割として、朝学の時間等に各教室を回って顔を覚えてもらうなどして、全校児童とふれあえるような場を工夫する。

⑤ 教職員間の情報交換

・養護教諭、栄養教諭、事務職員等との連携
→子どもを多角的に見ることができる。保護者からの情報等も入りやすい。また、雑談の中から悩み相談というもので、休憩中などの何気ない会話の中からいろいろな情報を共有するものである。
→欠席児童等の把握

⑥ 「学び合い」のある授業づくり

・「自己肯定感を育む子ども同士の学び合いをつくる～子どもをつなぐ教師の働きかけ～」について、本校研修部の教員が中核となって校内研修会の企画・提案を行う。

⑦ 「心の教育」の充実

・道徳や学級活動等の取組を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。授業では、資料の中にとどまることなく、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けることができるような授業展開を考える。

・道徳教育推進教師、人権教育主任等を中心に、適した資料を準備し担任に紹介する。
→実施したものを記録に残し、次年度につなげる。

・人間関係づくりの活動を取り入れる。（ＡＦＰＹ、エンカウンターの考え方）
→学級の支持的風土づくり

・週２回のフリートークを実践し、聴き合う関係づくりに取り組む。

⑧　特別活動の充実（児童の主体的な活動の充実）

・委員会活動、学級での係活動、学校行事、たてわり班活動など、児童が主体的に活動する場を意図的・計画的に設ける。

・週１回、昼休みに各学級で「みんな遊び」を行う。ルールを自分たちで見直したり、トラブルを解決したりする。

→相手の立場に立ったり、我慢したり、自分の気持ちを伝えたりする実践の場

⑨　研修の充実

・ＳＣ、ＳＳＷ等と連携しながら、いじめに関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築することで、教職員自身が「いじめ」を常に意識し、児童が発するサインを見逃さないようにする。

・校内研修会等で生徒指導の研修ができるミニ研修の時間を確保する。

⑩　小中連携

・本校では、生徒指導、教育相談担当だけでなく、中学校の教員とも多方面の話ができる関係になることで、切れ目ない支援体制を構築する。（小中連携合同研修会やケース会議等含む）

⑪　相談窓口の周知

・学級担任だけでなく、教育相談担当や生徒指導主任、養護教諭、管理職など誰にでも相談できるということを周知する。

・学校等に悩み等を相談できないでいる児童・保護者が相談できる様々な相談機関について周知する。

⑫　家庭との連携

・担任と保護者との連携

→連絡帳や、参観日、懇談会での会話、学級便り等を通して信頼関係を築く。

・学校から依頼する種々のアンケートの回答をしっかり活用して、課題把握をして学校の活性化を図る。また、その結果を報告する。

→自由記述の欄に丁寧に書いていること等を見逃さないようにすること。

・定期的な学校便りの発行、学校 Web サイトの工夫と定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

・ＰＴＡなどの力を借りて、「地域で育てる地域の子どもたち」をモットーに連携を深める。

⑬　地域との連携

・地域にある商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺など、児童がよく立ち寄る場所を地域の方や、民生児童委員等の方たちと連携して情報を共

有し、指導を行う。

・種々の地域活動に、学校も積極的に参加し、いじめの問題に関わる広報・啓発活動を行う。

・地域行事や各種の催事等に、児童の参加を呼びかける。

・学校運営協議会などの力を借りて、「地域で育てる地域の子どもたち」をモットーに連携を深める。

【補足説明】

〇ＳＣ（スクールカウンセラー）とは

県教委では、ＳＣをすべての中学校と小学校７０校、高等学校５０校に配置するとともに、未配置の学校にも派遣できる体制をつくっており、すべての学校においてＳＣからの支援を受けられる教育相談体制を整えている。本県のＳＣは臨床心理士の資格を有しており、具体的な業務としては、①面談（カウンセリング）、②面談（コンサルテーション：コメント・アドバイス）、③協議、④研修・講話、⑤査定・診断（見立て）・調査、⑥予防的対応、⑦危機対応・危機管理がある。

〇ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）とは

ＳＳＷは、学校や関係機関等、関係者の役割を明確にしながら、組織対応する体制をコーディネートすることで、学校における生徒指導・教育相談体制に、福祉の視点から解決の糸口を見つけ、具体的な対応を推進する役割を担っている。ＳＳＷは、学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する高度に専門的な知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益が得られるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行います。

〇 関係機関等との連携・調整（コーディネート）

〇 児童生徒を取り巻く環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけ

・児童生徒の抱える課題の状況把握（アセスメント）

・課題解決に向けたプランニング

・保護者・学校・関係機関等の連携に向けた連絡・調整（マネジメント）

・学校におけるケース会議等への参加による見立て

・市町教育委員会が開催する支援会議等への参加

【参考資料】文部科学省「スクールカウンセラーの業務」

山口県学校安全・体育課「スクールソーシャルワーカーの活用にあたって」

開発的生徒指導の観点から　～子どもを見る目を鍛えよう～

【朝時間】
〇朝教室に入ってきた子どもの表情や様子（あいさつの声の様子）
〇朝の準備等をしている時の子どもの表情や様子
（宿題を出す、連絡帳を書く様子、文字など）
〇朝の会での子どもの表情（健康観察時の声の様子）

【授業】
〇授業始まりの机上の状態
〇授業中の姿勢
〇ノートのとり方・文字
〇授業後の机上の状態（次時の時間の準備）
〇移動教室時の椅子の様子

【休み時間】
〇中間休み、昼休みからから帰ってきたときの表情
〇５分休みの過ごし方・表情
〇みんな遊びでの子どもの様子
〇昼休みに一緒に遊んでいる子どもの友達関係

【給食】
〇給食時間の児童の表情・様子

【掃除】
〇掃除前の机上の状態
〇掃除時間の取り組む様子・表情
〇掃除道具入れの状況について
〇トイレのスリッパの状態

【帰り支度】
〇帰り支度のスピードや帰りの会等での表情
〇「さようなら」後の椅子の状態

【その他】
〇机の横にかかっている道具の状態
〇個人ロッカー、棚の状態
〇下足箱の状態
〇係活動・一人一役・委員会活動等

白石小学校　「いじめ防止への年間取組事項（未然防止のために）」

月	取組内容	備考
４月	・学校基本方針の確認 ・生徒指導全体計画の提案	・校内研修 「白石小学校いじめ防止基本方針」
５月	・「いじめ防止基本方針」を HP に掲載 ・児童理解の会（運動会）	
６月	・教育相談週間（全校） ・人権教育参観日 ・Q－U アンケートを実施 ・第１回児童理解の会	・校内研修 ・小中連絡会 ・学校運営協議会、地域教育ネット協議会
７月	・「いじめ防止基本方針」を学校運営協議会にて説明	「ＫＹＴ学習（交通指導）」
８月	・Q－U 研修実施	・校内研修 「小中連携合同研修会」 「白石小学校いじめ防止基本方針」 「特別支援教育の充実（ＵＤ）」
９月		引き渡し下校訓練
１０月	・いじめ防止・根絶強調月間 ・学校評価（いじめの取組）アンケート ・児童会による集会 ・第２回児童理解の会	・校内研修 「小中連携」
１１月	・教育相談週間（全校）	
１２月		「ＫＹＴ学習（防犯指導）」
１月		・校内研修 「白石小学校いじめ防止基本方針」
２月	・第３回児童理解の会 ・次年度への学年引き継ぎ資料作成	・学校運営協議会、地域教育ネット協議会
３月		「ＫＹＴ学習（災害指導）」

【毎月の共通取組事項】

〇週１回の生活アンケートの実施

〇月末の「こころのアンケート」の実施

〇朝の会等での「白石小なかよし宣言」の唱和

（２）　早期発見（把握しにくいいじめの発見）

①　担任を中心とした、全教員による日常の行動観察

・毎朝の健康観察で児童の表情や様子を見取る。

・教室にいる時間を増やし、児童との対話を増やし、表情や様子を見取る。

・「みんな遊び」を通して、人間関係を把握する。

・ノートの文字の変化を見る。

②　学校生活アンケートの活用

・毎週一回の「いじめ調査（生活アンケート・こころのアンケート）」

→評価の変化に素早く対応する。

・年２回（６月、１１月）の「教育相談アンケート」⇒「教育相談」

→自分のことだけでなく、友だちの良さを見つけられるようにし、肯定的な評価も含め、情報収集できるようにする。

③　教育相談の充実

・校内の相談窓口を児童や保護者に周知し、不安や悩みを受け止める体制を整える。また、学級担任による個別の全員面談の実施を年２回（６月と１１月）行う。

・生徒指導主任・教育相談担当の役割として、朝学の時間等に各教室を回って顔を覚えてもらうなどして、全校児童とふれあえるような場を工夫する。

④　教職員間の情報交換

・養護教諭、栄養教諭、事務職員等との連携

→子どもを多角的に見ることができる。保護者からの情報等も入りやすい。**また、**雑談の中から悩み相談というもので、休憩中などの何気ない会話の中からいろいろな情報を共有するものである。

→欠席児童等の把握

⑤　研修の充実

・ＳＣ、ＳＳW等と連携しながら、いじめに関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築することで、教職員自身が「いじめ」を常に意識し、児童が発するサインを見逃さないようにする。

・校内研修会等で生徒指導の研修ができるミニ研修の時間を確保する。

⑥　小中連携

・本校では、生徒指導、教育相談担当だけでなく、中学校の教員とも多方面の話ができる関係になることで、切れ目ない支援体制を構築する。（小中連携合同研修会やケース会議等含む）

⑦　相談窓口の周知

・学級担任だけでなく、教育相談担当や生徒指導主任、養護教諭、管理職など

誰にでも相談できるということを周知する。

・学校等に悩み等を相談できないでいる児童・保護者が相談できる様々な相談機関について周知する。

⑧　家庭との連携

・いじめにあった児童の保護者には、いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

・いじめをしていた保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該児童への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

⑨　地域との連携

・地域にある商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺など、児童がよく立ち寄る場所を地域の方や、民生児童委員等の方たちと連携して情報を共有し、指導を行う。

・学校運営協議会などの力を借りて、「地域で育てる地域の子どもたち」をモットーに連携を深める。

【いじめに対する措置】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

①第一通報者から事実確認
　　通報者の思いの共感的理解と事実確認
②管理職への報告・連絡・相談＋記録
③当事者・周囲からの聴取（調査）
　　被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取
④「いじめ対策委員会」の開催→教育委員会に報告 ⇒ **・いじめ速報カード提出（２４時間以内（翌日））**
　　情報集約、情報の共有
　　児童・保護者への対応（被害児童・加害児童・傍観者等）
　　状況に応じて、関係機関等と連携を図る
⑤職員会議（児童情報交換会）の開催（必要に応じて）
　　全教職員への周知と共通理解
　　今後の対応策の検討と役割分担
⑥児童、保護者への対応
　　被害児童への指導・支援
　　共感的理解、ＳＣ等による心のケア
　　家庭訪問
　　緊急避難（相談室、欠席）
　　加害児童への指導・支援
　　謝罪について
　　ＳＣ等による心のケア
　　学級（周りの児童）への指導
　　関係機関等との連携

※事案によっては、対応の順番が前後する。

【いじめ速報カード・続報カードについて】（いじめ対策委員会）

（１）いじめ速報カード
　①保護者連絡や保護者との連携が必要な事案（保護者からの訴えのあった事案）
　②関係児童生徒が学校を欠席した場合の事案
　③いじめ事案の対応に数日（１週間程度）要する場合の事案
　④上記以外で校長が報告の必要があると判断した場合の事案
（２）いじめ続報カード
　①いじめ事案に関して見通しが立った段階で
　②いじめ事案を認知した時点から３ヶ月経過した段階で

※作成が必要な場合には、生徒指導主任がお願いにあがりますので、ご協力をお願いいたします。

いじめの段階について

【レベル１】日常的衝突としてのいじめ
　社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。
【レベル２】教育課題としてのいじめ
　児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。
【レベル３】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ
　認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

【不登校早期発見カードの記入にあたって】（生徒指導→学級担任）

対象
　病気以外の理由で、新たに連続３日または、１か月で断続５日間の欠席があった児童生徒（連続での３日目あるいは断続での５日目に達した時点で提出）

【長期欠席者等児童・生徒通知書について（翌月５日までの提出）】（教育相談担当）

対象
（１）休業日を除き、引き続き７日間以上出席しない児童生徒
　　（病気・外国籍で日本を離れている、不登校等すべての理由を含む）
（２）その月に５日以上の欠席があった児童生徒
　　（断続欠席であっても、合計が月５日以上を対象とする）
（３）その月の欠席が５日未満であっても、保健室・相談室別室等で過ごすなど教室にあまり入らない児童生徒や、山口市教育支援センター（あすなろ教室）、民間のフリースクール等に通う児童生徒
　　（出席状況が良好でなく、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められる場合はその旨を記入）

（３）　早期対応（すでに起こっているいじめへの対応）

①　学校の体制づくり

現に起こっているいじめに対応するには、いじめの全容解明が必須である。そのため、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を中核として迅速・的確かつ組織的に、早期解決に資する取組をより実効的に行う。

＜白石小いじめ対策委員会＞

まず発見者は、学年主任あるいは、生徒指導主任または教育相談担当に報告する。そして、直ちに担任等関係者と管理職に連絡し、今後の対応を協議する。

※P.５■２　いじめの防止等のために学校が実施する事項（２）「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置を参照

②　対応について

ア）　いじめられている児童への対応

→担任か、学年主任か、教育相談か、生徒指導主任か　複数対応

イ）　いじめている児童への対応

→教頭・生徒指導主任が役割分担をする。

ウ）　周りの児童への対応

→教頭・生徒指導主任が役割分担をする。

エ）　いじめられている児童への保護者への対応

→担任だけでなく、学年主任、管理職等複数で誠意を持って対応する。

オ）　いじめている児童の保護者への対応

→面談の目的・役割・分担・対応の実際等を協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職の複数で対応する。

カ）　ＰＴＡ等への働きかけ

→管理職が担当する。

キ）　教育委員会、関係諸機関との連携

→管理職、教育相談担当が担当する。

③　対応する上での留意点

ア）　いじめられている児童への対応

『同学年、管理職など、複数の教職員で対応』

- いじめられている児童のこれまでの心の痛みや不安を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」という姿勢を示す。
- いじめられている児童に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけていることに十分配慮する。
- 本人の要望等を聞き取りながら，学校生活のいろいろな場面で、支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- 「いじめに負けるな」「立ち向かえ」などの叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。

イ）　いじめている児童への対応

- いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの児童(観衆・傍観者)からも詳しく事情を聞き取り、事実関係を正確に把握する。当事者が複数の場合は、別々の部屋で個別に事情を同時に聞き取るなど、事実や相違点の確認の把握に努めること。
- 叱責や注意ばかりではなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について，本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- 相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。

ウ）　周りの児童(観衆・傍観者)への対応

- 「周りではやし立てる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」と教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。
- 周りではやし立てる児童や見て見ぬふりをする児童に対しては、いじめられている児童が、いじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているのかを共感できるように指導する。
- いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。いじめを報告してきた児童に対しては、その勇気と態度をほめ、当該児童を守るために、秘密を厳守し、特定されないように配慮する。

エ）　いじめられている児童の保護者への対応

・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

オ）　いじめている児童の保護者への対応

・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該児童への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

④　いじめのアフターケア

・ いじめはなくなったように見えて、表面から消えただけということが多々ある。偽装化、潜在化、陰湿化して継続する場合があるので、表面的に仲よさそうに見える当事者同士に安心してはいけない。

→　関係した児童の様子を継続的に注視し、しっかり寄り添っていく。また、いじめられていた児童と継続的に会話をする役割を担任の他につけておくこと。（１週間後や１ヶ月後、学期末など、その後の状況の確認をする。その際は、その児童の気持ちに寄り添う。）

⑤　いじめの解消について

・いじめが「解消している」状態とは、

① いじめに係る行為が止んでいること
止んでいる状態が、相当期間（３ヶ月を目安）継続していること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（面談等により確認する）

上記の２つの要件がともに満たされない場合は、解消とならない。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでの被害児童生徒の支援を維持するため、支援内容、情報共有教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも１つの段階に過ぎず、上記の２つの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性が十

分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑥　教育相談の在り方

いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談担当を中心に、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携し、個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童がいじめの行為に至ることもあるため、専門家であるＳＳＷによる家庭支援を積極的に進める。

ア）　いじめられている児童に対する教育相談

いじめられている児童に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、児童の抱えるつらさや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣ、ＳＳＷ等と連携する。

いじめがおさまったと思われても、継続して寄り添っていく。

イ）　いじめている児童に対する教育相談

いじめている児童に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「「いじめる側が悪い」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが必要である。その上で、家庭環境など生活背景を踏まえて、いじめに至った心の中に焦点を当てた個別指導を行う。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣ，ＳＳＷ等と連携する。

好ましい人間関係の在り方について指導する。

⑦　インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

ア）　未然防止

・　情報モラル教育の充実

ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

・　家庭・地域への啓発活動

保護者会やＰＴＡ総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

イ）　初期対応

・　インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文等を確認するとともに、実際に印刷や写真撮影するなどして記録しておく。市教委にも速やかに報告する。

ウ）　被害拡大の防止

・ 掲示板管理者への削除依頼を行う。
・ 関係保護者了解のもと、児童のパソコンや携帯電話を閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

エ）　関係機関との連携

・ 必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
・ なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決をめざす。

（４）　重大事態への対応

【重大事態とは】

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき　（法第 28 条第１項第１号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

ア、児童が自殺を企図した場合
イ、身体に重大な障害を負った場合
ウ、金品等に重大な被害を被った場合
エ、精神性の疾患を発症した場合　　等

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（法第 28 条第１項第２号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間３０日(不登校の定義)を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合は、学校又は市教委が該当の可否を判断する。

３　児童や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき

※その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

● いじめられている児童への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、ＳＣ・ＳＳＷや市教委いじめ対策サポートチームに相談し、必要であればやまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめられている児童の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童をいじめから守り通す。必要に応じて、緊急避難としての欠席、別室登校等の対応を行う。

● いじめている児童への対応

いじめられている児童を守るため，教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら，必要に応じて個別指導や、懲戒等の実施を毅然とした態度で行う。

なお、こうした措置を執ることについては、市教委とよく相談して行う。

また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、市教委とも連携して躊躇することなく、警察へ通報する。

● 学校による調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ対策委員会」が中核となり、市教委とも連携して、ＳＣやＳＳＷとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生委員・児童委員等の外部専門家とも連携しながら、関係児童への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。

調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。また、当該児童・保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。